

改 正 案	現 行
<p>（報告の徴収） 第二条 法第二十四条の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>（報告の徴収） 第二条 法第二十四条の規定により都道府県知事が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p>